

意見書案第3号

救急時の選定療養費徴収において、保育所、幼稚園、小中学校、高校、特別支援学校、福祉施設での現状を把握するとともに運用について検証を行い、その情報を公開することを求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和7年6月12日

取手市議会議長

岩澤 信 殿

提出者 取手市議会議員 金澤 克 仁

〃 〃 染谷 和 博

〃 〃 関川 翔

〃 〃 本田 和 成

〃 〃 根岸 裕美子

救急時の選定療養費徴収において、保育所、幼稚園、小中学校、高校、特別支援学校、福祉施設での現状を把握するとともに運用について検証を行い、その情報を公開することを求める意見書（案）

茨城県で2024年12月2日から、救急搬送時の選定療養費徴収の運用が開始されました。

救急要請時の緊急性が認められない場合は選定療養費を徴収することで、大病院が本来の役割を果たし救急医療体制を維持することを目的としております。

2025年3月に検証結果が公表され、運用開始から2月末までに選定療養費が徴収された件数は940件、4.2%となっています。年齢別の徴収率は、乳幼児（生後28日以上満7歳未満）が6.2%、少年（満7歳以上満18歳未満）が7.0%、成人（満18歳以上満65歳未満）が6.6%、満65歳以上が3.0%で、18歳未満の徴収率が高くなっており、学校、自宅、施設など、どこから救急要請があったかについてはデータがありません。

保育や教育の現場では、苦痛を的確に伝えられない場合も多い子どもの特性を鑑みますと、救急要請が必要かどうかの判断は非常に難しく、教職員に判断の責任が重くのしかかっています。選定療養費を気にかけて救急要請をちゅうちょしてしまい、万一手遅れになることは絶対に避けなければなりません。また、保育所や幼稚園、小中学校、高校、特別支援学校だけではなく、高齢者や障がい者が生活している福祉施設においても同様と考えます。

以上のことから、現場の職員が救急要請を必要だと判断した場合に、ためらうことなく救急要請できるよう、下記の事項を要請します。

記

- 1 救急時の選定療養費徴収において、保育所や幼稚園、小中学校、高校、特別支援学校、福祉施設での現状を把握するとともに運用について十分に検証を行い、その情報を公開すること。
- 2 上記検証を基に各施設における具体的な救急要請のガイドラインを作成し、対象医療機関とガイドラインを共有すること。
- 3 茨城県の「運用状況の検証のための会議」のメンバーに、福祉や教育の現場関係者及び徴収対象外の二次医療機関関係者等も加え、より幅広い視点に立った検証を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和7年 月 日

茨城県取手市議会

【提出先】茨城県知事